

平成 29 年度法務省委託事業
「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』
那覇会場」における採録記事及び
法務省人権擁護機関等の広報の企画・制作・掲載
に係る総合評価基準書

平成 29 年 5 月
(公財) 人権教育啓発推進センター

平成 29 年度法務省委託事業
「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』那覇会場」における
採録記事及び法務省人権擁護機関等の広報の企画・制作・掲載に係る総合評価基準書

本書は、「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』那覇会場」における採録記事及び法務省人権擁護機関等の広報の企画・制作・掲載に係る総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値）の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は 2 対 1 とし、総合評価点は 300 点満点とする。

技術点 (満点 200 点)	+	価格点 (満点 100 点)	= 総合評価点 (満点 300 点)
-------------------	---	-------------------	-----------------------

2 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。

基礎点（満点 50 点） + 加点（満点 150 点） = 技術点（満点 200 点）
▼
審査員の評価点合計（7 人分）
—————
審査員数 7 人

※「基礎点」項目については、当該事業担当者が評価（採点）を行う。

※「加点」項目については、審査員（7 人）が評価（採点）を行う。

（1）基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」の「基礎点」欄に記載されている各評価項目（1-01、1-02、1-03、2-01、3-01、3-02、3-03）における評価基準を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、文章による意思表現だけにとどまる場合には、「不合格」とすることがあ

る。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

- ア 別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている各評価項目(1-01、1-02、1-03、2-01、3-01)について評価する。
- イ 別紙「評価項目一覧」における各評価項目の評価基準の内容に基づき、加点が設定されている評価基準の観点から審査を行い、加点を付与する。
- ウ 審査員は7人とし、A、B、C、Dの4段階で評価する。
- エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

- ・評価Aの場合： 加点配点（満点）×100%
- ・評価Bの場合： 加点配点（満点）×50%（小数点以下切捨）
- ・評価Cの場合： 加点配点（満点）×30%（小数点以下切捨）
- ・評価Dの場合： 加点配点（満点）×0%

評価 ラン ク	評価基準	加点配点（満点）				
		30 の場合	25 の場合	20 の場合	10 の場合	5 の場合
A	通常の想定を超える素晴らしい提案内容である。	30	25	20	10	5
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	15	12	10	5	2
C	おおむね妥当な提案内容である。	9	7	6	3	1
D	内容が不十分である。または、記述がない。	0	0	0	0	0